

令和4年10月3日

組合員（認定新規就農者） 各位

えひめ南農業協同組合

令和5年度担い手総合支援事業（県単事業）の事前要望調査について

当農協では、認定新規就農者を対象に標記補助事業を活用した農業機械・施設（新規導入に限る）のリース契約による支援を下記のとおり計画しております。

要望される方は、お近くの JA えひめ南営農センターへ事前要望調査書をご提出ください。

記

- 1 リース契約により支援する農業機械・施設
青年等就農計画に即した農業機械・施設（新規導入に限る）
- 2 事業の主な採択要件
次の（1）から（4）に掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - （1）当農協の組合員かつ当事業の対象農産物を農協へ出荷する者
 - （2）国の新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）の対象者でないこと。
 - （3）整備する農業機械・施設は、青年等就農計画に即したものであること。
 - （4）1件あたり300千円以上（消費税抜き）の農業機械・施設であること。
園芸施設共済等の対象となる施設を整備する場合は、当施設の耐用年数に相当する期間内は園芸施設共済等に加入すること。
- 3 県補助率 事業費（消費税は除く）の1/3以内 ※各市町の補助率は未定。
- 4 受付期間 令和4年10月3日（月）～10月14日（金）
- 5 留意事項：
 - （1）令和5年度の愛媛県の予算が確定していないため、事業内容、採択要件、補助率等については変更となる場合があります。
 - （2）汎用性が高い農業機械は対象外です。
 - （3）同一農業経営体による重複申請や他の補助事業との重複申請は受け付け出来ません。
- 6 問い合わせ先
住 所：宇和島市栄町港3丁目303番地
担当部署：JA えひめ南 営農振興部 営農企画振興課（担当：清家）
電話番号：0895-22-8151